

欠格事由に関する事項 (法人)

年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第4条第1項各号に該当していないことを誓約します。

なお、当法人の役員は以下のとおりです。

役 職 名	氏 名

(備考) 役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第26条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者